⑤第三国に所在する者が作成する仕入書（商業インボイス）に関する事項（注8）

No.	仕入書番号	仕入書作成者名	仕入書作成者住所（注5）

⑥生産者に関する事項（注9）

No.	生産者名	住　　所	※連絡先（注3）	原産地証明書への記入
	（和文）	（和文）		可 ／ 否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可 ／ 否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可 ／ 否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可 ／ 否
	（英文）	（英文）		
	（和文）	（和文）		可 ／ 否
	（英文）	（英文）		

⑦申請物品生産者に関する事項（注10）

No.	申請物品生産者名	申請物品生産者の住所

＜記入要領＞

（注1）代表者から委任を受けた者が発給申請する場合には、その氏名及び役職を記入すること。

（注2）押印に代えて署名をしても差し支えない。この場合、必ず発給申請者本人が自署すること。ただし、発給申請に際して、申請者が、指定発給機関において申請者の利用のために供された電子情報処理組織を使用する場合、同法施行規則第4条の2第1項の規定による発給の申請に係る事前登録の手続を経て付与された当該申請者の登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された第一種特定原産地証明書発給申請書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。

（注3）現に利用可能な電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスのうち、一つ以上を記入すること。

（注4）経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「日メキシコ協定」という。）及び経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「日ペルー協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合は、輸入締約国に所在する者であって、輸入締約国に物品を輸入する者を記入すること。日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「日スイス協定」という。）に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合のみ、第一種特定原産地証明書へ記入の可否を選択することができるため、「可」又は「否」のいずれかに「○」印を付加すること。

（注5）国名も記入すること。

（注6）日スイス協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合は記入しなくてもよい。

（注7）日メキシコ協定及び日スイス協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合は記入しなくてもよい。

（注8）物品を輸入締約国に輸入するための仕入書（商業インボイス）を第三国に所在する者が作成する場合に記入すること。発給申請時に不明の場合は、「不明」と記入すること。

（注9）日メキシコ協定及び日ペルー協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請の場合のみ記入すること（ただし、発給申請者と生産者が同一の場合には、「生産者名」の「（和文）」欄に「発給申請者と同じ」と記載すること）。なお、当該情報については、第一種特定原産地証明書に記入しないことを選択することができるため、「可」又は「否」のいずれかに「○」印を付加すること（ただし、「否」を選択したとしても、メキシコ税関当局又はペルー関係当局からの要請があれば、生産者の同意を得た上でこれら当局に提供する場合があるので、その旨留意すること）。

（注10）同法第3条第3項の規定により、物品が特定原産品であることを明らかにする資料を生産者が直接提出した場合のみ記入すること。

＜備考＞

・※印の欄は、不明の場合は記入しなくてもよい。
・④～⑦については、必要に応じて記入欄を追加し、第一種特定原産地証明書の発給を受けようとする物品それぞれに係る記入項目が特定できるよう、「No.」欄に通し番号を付すこと。
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第三十三の次に次の一様式を加える。

様式第三十四（第六条関係）

